

## 農山漁村地域力発掘支援モデル事業のうち地域活動支援事業に関する公募要領

本公募は平成 20 年度第 2 号補正予算の政府原案に基づいて行うものであるため、成立した予算の内容に応じて事業内容、予算額等に変更があり得ることにご留意願います。

### 第 1. 趣旨

農山漁村地域力発掘支援モデル事業とは、地域住民や都市住民、NPO、企業等の多様な主体を地域づくりの新たな担い手として捉え、これらの協働により、この農山漁村地域の持続的な発展の基礎をなす「農山漁村生活空間」を保全・活用し、持続可能で活力ある農山漁村を実現するモデル的な取組を直接支援する事業である。

このうち地域活動支援事業（以下「本事業」という。）とは、持続可能で活力ある農山漁村の実現に向け、一定のテーマに沿って定量的な目標を定めたふるさとづくり計画を策定し、ふるさとづくり計画に基づく実践活動を実施し、併せて自ら活動を評価検証する活動に対して助成を行うものである。

なお、本事業の採択は、平成 20 年度のみとし、第 2 の 1 に規定する「ふるさとづくり計画」の策定及び第 2 の 2 に規定する実践活動は、平成 21 年度から平成 24 年度までとする。

### 第 2. 事業の内容

1. 持続可能で活力ある農山漁村の実現に向け、地域活動支援事業で行うふるさとづくりのテーマ、地域活動支援事業の実施を通じて達成すべき目標及び個別の活動ごとの目標並びに当該目標を実現するために必要な事業実施期間中の活動内容を含むふるさとづくり計画を策定する。
2. 地域協議会は、本事業が採択され、上記 1 の「ふるさとづくり計画」を策定した後に、下記に従って実践活動を行うこととする。

- i. 事業実施期間は平成 24 年度までとする。
- ii. 事業初年度に策定したふるさとづくり計画に基づき、以下に掲げる活動内容のいずれかを実施する。
  - ア 農林漁業に関連した農山漁村の伝統文化の保全、復活等に向けた活動  
農山漁村の伝統的な祭り、芸能、行事、祭祀、匠の技（農山漁村の生産活動や日常生活にかかわる優れた技術又は技能をいう。）の保全又は復活、鎮守の森の保全、地域のお宝発掘調査等
  - イ 個性的で魅力ある地域固有の風景づくり等に向けた活動  
屋敷林、茅葺屋根等の色合い、形状等の面における統一的な概念による村づくり、やすらぎを与える水辺空間の創設等
  - ウ 農山漁村に存在する地域資源を活用した村おこしに係る活動  
農家等の廃屋を利用した宿泊の受入れ、地域の特産品開発及び直売、農業体験交流活動等
- iii. 毎事業年度、ii の活動の実施結果及びふるさとづくり計画に定められた目標の達成状況について評価及び検証を行い、その結果を毎事業年度 2 月末までに民間推進団体（毎年度公募に

より決定する、地域活動推進事業の実施主体。)に報告する。

- iv. 民間推進団体の指導、助言を踏まえて、ふるさとづくり計画の見直しを毎事業年度の翌年度の5月末日までに行う。
- v. 事業最終年度には、2月末日までに事業実施期間終了後少なくとも5年間実施する活動内容を記載した持続可能ふるさとづくり計画を策定する。
- vi. vで作成した持続可能ふるさとづくり計画を実践するとともに、事業終了後5年間、活動実績を実施年度の翌年度4月末日までに各地方農政局長（北海道にあつては農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。（以下「地方農政局長等」という。））及び地域協議会の構成員である市町村に報告する。

※上記 i から vi については、本事業採択後、この公募要領に定められたふるさとづくり計画の策定を行った後、活動することになる内容である。

※ ii の「事業初年度」とは、採択された地域協議会が本事業の活動に着手した日の属する年度を指す。

### 第3. 公募の対象

地域協議会、又は設立を予定している地域協議会（以下「予定地域協議会」という。）が本事業の採択及び助成を受けようとする場合には、この公募要領、<sup>ふるさと</sup>農山漁村地域力発掘支援モデル事業実施要綱（平成20年4月1日付19農振第1876号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）、<sup>ふるさと</sup>農山漁村地域力発掘支援モデル事業実施要領（平成20年4月1日付19農振第1877号農林水産省農村振興局長通知。以下「要領」という。）、及び農地等整備・保全推進事業費補助金等交付要綱（平成20年4月1日付け19農振第1969号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に従うこと。

### 第4. 応募資格

本事業に応募できるものは、以下の1または2とする。

1. 以下の要件を満たす地域協議会の代表者（以下「地域協議会長」という。）

- ① 地域住民団体、農林漁業者の組織する団体、NPO、企業、市町村等の二以上の主体で構成するものとし、その構成員には必ず市町村が含まれていること。
- ② 構成員のうち、国、都道府県及び市町村並びにこれらの出先機関等の行政機関の数が2分の1以下であること。なお、申請時点において、市町村担当部局長の承諾を得ていること。
- ③ 自らの活動地域を有するものであること。
- ④ 地域活動支援事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、以下の事項を定めた地域協議会規約その他の規程が作成されていること。
  - i 地域協議会の構成員、事務局、代表者及び代表権の範囲
  - ii 地域協議会の意思決定方法
  - iii 地域協議会を解散した場合の地位の承継者
  - iv 地域協議会の事務処理及び会計処理の方法

v i からivまでのほか、地域協議会の運営に関して必要な事項

- ⑤ ④の地域協議会規約その他の規程に定めるところにより、一の手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みとなっており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- ⑥ 政治活動を目的としないものであること。
- ⑦ 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持又は反対することを目的とするものでないこと。
- ⑧ 会計経理を適正に遂行できること。
- ⑨ 所要の運転資金を確保できること。

2. 予定地域協議会において予定している構成員の代表者（以下「予定地域協議会長」という。）。

なお、予定地域協議会長は、地方農政局長等から内定である旨の通知を受けた場合、本通知の発出後1月以内に、上記1の要件を満たすこと。

## 第5. 応募方法

### 1. 受付期間及び窓口

平成20年12月25日（木）から平成21年1月23日（金）（17:00必着）までに第12の窓口に提出すること。

### 2. 提出書類

#### ① 地域協議会の場合

- i 地域活動支援事業実施採択申請書（要領別記様式第1号）
- ii ふるさとづくり構想（要領別記様式第1号 添付資料1）
- iii 農山漁村地域力発掘支援モデル事業積算内訳書（要領別記様式第1号 添付資料2）
- iv 第4の1の④に定める地域協議会規約その他の規程

#### ② 予定地域協議会の場合

- i 地域活動支援事業実施内示申請書（要領別記様式第2号）
- ii ふるさとづくり構想（要領別記第2号 添付資料1）
- iii 農山漁村地域力発掘支援モデル事業積算内訳書（要領別記様式第2号 添付資料2）

#### ③ その他

上記①及び②のほか、以下の書類についても提出すること。

- i 地域活動支援事業申請チェックリスト（参考様式1）
- ii 地域協議会連絡先一覧表（参考様式2）

### 3. 提出部数

正副11部（正1部、写10部）

※地方農政局長（北海道にあつては農林水産省農村振興局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局（以下、「地方農政局等」という。））によっては提出部数が異なる場合があるため、第12のホームページで確認すること。

#### 4. 留意事項

- ① 上記2の提出書類のうち、ふるさとづくり構想に関する記載はA4用紙数枚程度に整理することとする。
- ② 受付に当たり、提出された書面について聴取することがある。
- ③ ふるさとづくり構想においては、平成21年度の計画策定のスケジュールのほか、事業実施期間中4年間の活動による、自立に向けた目指すべき将来像を明確にすること。
- ④ ふるさとづくり構想の(3)に記載した地域協議会構成員のうち、行政機関を除く団体等については、団体の概要、活動内容等を併せて記入する。
- ⑤ ふるさとづくり構想の(5)の事業の概要欄にはアドバイザー派遣の希望の有無及び希望するアドバイザーの専攻分野を記載することができる。(記入の有無は採択又は採択の内定の審査には影響しない。なお、この段階で派遣希望等をしなくても、採択又は採択の内定の後に派遣を求めることは可能である。)
- ⑥ 事業の積算内訳を提出するにあたっては、要領第5の2の(2)により使用した単価及び歩掛かりに関する資料を添付すること。
- ⑦ 提出書類は、郵送で提出するものとし、封筒に「地域活動支援事業実施採択申請書在中(又は、「地域活動支援事業実施内示申請書在中)」と朱色で記載すること。
- ⑧ 後日の事故防止のため、配達記録等による提出が望ましい。
- ⑨ 締切直前に発出した場合には、第12の窓口に出出した旨連絡することが望ましい。
- ⑩ 提出書類は返却しない。
- ⑪ 提出書類は、本応募に係る事務手続以外で、応募者に無断で使用しない。

#### 第6. 助成対象となる経費

##### 1. 本事業の助成の対象となる経費は、次のとおりとする。

① 賃金	臨時に雇用される事務補助員
② 報償費	謝礼金
③ 旅費	普通旅費(活動に必要不可欠なものに限る)、特別旅費(委員等旅費、日額旅費)
④ 需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料、会議費
⑤ 役務費	通信運搬費、筆耕翻訳料、保険料
⑥ 委託料	コンサルタント等の委託料(委託する方が効率的な場合に限る)
⑦ 使用料及び賃借料	土地建物、自動車、会議用会場、駐車場、物品等の使用料、借料及び損料並びに有料道路通行料
⑧ 備品購入費	庁用器具類購入費
⑨ 技術員手当等	事業に直接従事する職員に対する技術員手当等(退職手当を除く)
⑩ 共済費	技術員手当等が支弁される者に対する共済組合負担金及び保険料、賃金が支弁される者に対する社会保険料
⑪ 補償費	一時的に必要な仮設的用地の借地料
⑫ 資材等購入費	活動の実施に当たり、必要な資材・材料(酒類は除く)の購入費
⑬ 機械賃料	活動の実施に当たり、作業機械・機材等の賃料にかかる経費

## 2. 留意事項

- ① 上記経費及びその支出に係る契約方式等については、地域協議会の構成員である市町村において使用される単価、歩掛り、契約基準等に基づくこととし、当該地域の実情及び事業の趣旨に則した適正な執行を行うものとする。
- ② 役務や調達を発注する場合には、原則として競争原理に基づいた発注を行うこととする。  
また、やむを得ず随意に相手先を特定する場合には、各補助事業者の定めにより、代表者による意思決定を行うこととし、随意契約理由を整備・保管することとする。
- ③ 高額（概ね100,000円以上）の取引の場合は、原則として複数業者から見積もりをとるなどして、適正な価格で相手業者と契約を結ぶこととし、契約にあたっての透明性を確保すること。  
また、高額な備品の購入にあたっては、その事業の目的に沿った活用を行うこととし、他の事業に流用することは出来ない。さらに、購入する備品の規格、能力の決定にあたっては、当該事業計画を十分踏まえて行うこと。
- ④ 補助対象経費は、他の経費と明確に区分し、第三者などが納得しうる透明性のある経理を行うこと。
- ⑤ 当該補助事業等の仕入れに係る消費税等を消費税等納付額から控除できる団体にあつては、仕入れに係る消費税等は補助対象経費にならないので留意すること。

## 第7. 助成金額

1. 本事業の採択に伴う助成については、平成21年度以降に交付するものとする。
2. 第2の1の事業を実施する場合には、事業初年度において一地区当たり百万円を上限とする助成を行う。
3. 本事業の採択に伴う上記1のふるさとづくり計画策定後、第2の2の活動を実践することにあたって、次のとおり助成を行う。  
第2の2の事業（ふるさとづくり計画の実践）を実施する場合には、一地区当たり二百万円を上限とし、国の予算の範囲内で、事業実施期間交付する。  
ただし、ふるさとづくり計画に基づく活動の実施による収益が生じ、かつ、この収益相当分を当該事業に要する経費から控除した額が二百万円以下の場合、当該金額を助成の上限とする。

## 第8. 助成対象とならない経費

1. 地域協議会の構成員である団体の経常的運営に要する経費
2. 地域協議会の構成員に対する賃金
3. 事務所借料（光熱費、水道代を含む）
4. 菓子折や各種金券などによる謝礼
5. 個人財産の形成に資する各種経費
6. その他社会通念上、不適切な経費

## 第9. 事業の審査方法及び採択（内定を含む）

1. 提出書類を審査するに当たり、必要に応じて申請者から申請の内容について、ヒアリングを行うことがある。なお、ヒアリングを実施する場合には、事前に申請者に連絡を行う。

2. 事業の採択又は採択の内定は、地方農政局等に別途設置する選定審査委員会により、下記4及び5に照らし審査を行う。なお、審査の内容は公開しない。

3. 採択又は採択の内定の通知等

① 地域協議会長が申請した事業を採択した場合には、要領別記様式第3号の「地域活動支援事業事業実施採択通知書」により、予定地域協議会長が申請した事業の採択が内定した場合には、要領別記様式第4号の「地域活動支援事業 事業実施採択内示通知書」により、また、不採択の場合は要領別記様式第5号の「地域活動支援事業 事業実施不採択通知書」によりそれぞれ通知することとし、これを以て実施要綱第6の1の(3)に従い発出した通知として取り扱う。

② 第5の提出書類は、事業の採択又は採択の内定を受けた場合には、要綱第6の1の(1)又は(2)に従い提出された書類として取り扱う。

4. 採択基準（必須要件）

採択にあたっては、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

① 実施体制

- i 地域協議会が既に設立されているか、又は設立の予定が十分見込まれること。
- ii 地域協議会が、地域住民団体、農林漁業者の組織する団体、NPO、企業、市町村等の二以上の主体で構成され、その構成員に市町村が含まれていること。
- iii 地域協議会の構成員のうち、国、都道府県及び市町村並びにこれらの出先機関等の行政機関の数が二分の一以下であること。
- iv 地域協議会が設立済の場合には、下記の事項すべてを定めた規約が作成されていること。
  - ア 地域協議会の構成員、事務局、代表者及び代表権の範囲
  - イ 地域協議会の意思決定方法
  - ウ 地域協議会を解散した場合の地位の承継者
  - エ 地域協議会の事務処理及び会計処理の方法
- v 地域協議会規約その他の規程に定めるところにより、一の手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みとなっており、かつ、その執行体制が整備されていること。

② 実施計画

- i 以下に示すいずれか一つ以上の活動を行うようになっていること。
  - ア 農林漁業に関連した農山漁村の伝統文化の保全、復活等に向けた活動
  - イ 個性的で魅力ある地域固有の風景づくり等に向けた活動
  - ウ 農山漁村に存在する地域資源を活用した村おこしに係る活動
- ii 従来から行っている活動を単にそのまま継続するものでなく、新たな取組を実施することとされていること。
- iii 農山漁村の有する有形又は無形の地域資源を用いて、農山漁村の活性化や都市と農山漁村の交流に資するものであること。
- iv 今後少なくとも9年間の活動を継続できる予定があること。

③ ふるさとづくり 計画策定費の積算

- i 使途が明確で、本事業の助成の対象となる支出であり、対象外の経費が含まれず、また経費の内訳も、自ら計画を策定するものとなっており、外部委託のみで積算するなど自主性の

伺えないものとなっていないこと。

## 5. 採択基準（個別要件）

上記 4 の他、下記の基準によって審査する。

### ① 新規性

地域の現状や課題からみて、新たな地域活動への取組が見込まれ、単に従来から行っている活動をそのまま継続するものではないこと。

### ② モデル性

活動の内容が本事業の目的に合致しており、事業内容に普及性があり、全国あるいは、周辺類似地域へのモデルになり得ること。

### ③ テーマ性

当該地域のキャッチフレーズ、スローガンについて、地域活動を具現化するとともに、わかりやすく、インパクトがあること。

### ④ 目標（効果）の設定

活用する地域資源を踏まえて、当該活動を行うことにより想定される効果を明らかにすること。

### ⑤ 構成員の妥当性と計画の実現性

地域協議会（予定地域協議会を含む。以下同じ）の構成員が、当該活動を実施するにあたり、それぞれの役割を果たしながら、事業目的を達成するための実現性を有していること。

### ⑥ 協働性

地域協議会の構成について、地域力を十全に発揮しうる体制が見受けられること。

### ⑦ 自立性

有形・無形の地域資源を活用し、地域の活性化を目的とし、将来的に地域の自立に結びつくものであること。

### ⑧ 他の活性化施策との連携

他事業との連携が得られ、より効果的な取組が期待されること。

## 6. 採択の内定の通知を受けた予定地域協議会における事務手続

① 採択の内定の通知を受けた予定地域協議会長は、当該通知発出後 1 ヶ月以内に地域協議会を設立し、第 5 の 2 の①の書類を提出し、事業の採択を受けること。

② ①の提出がなされなかった場合、採択の内定は無効となる。また、①の書類の内容が第 5 の 2 の②の書類の内容と大幅に異なる等の場合にあつては、事業の採択を行わない場合がある。

### ③ ふるさとづくり計画の提出

上記により、事業の採択を受けた地域協議会長は、ふるさとづくり計画策定後速やかに下記書類を第 1 2 の窓口へ提出し、承認を受けることとする。

i ふるさとづくり計画の提出（要領別記様式第 6 号）

ii ふるさとづくり計画書（要領別記様式第 6 号 別紙）

## 第 1 0. 補助金の手続

1. 事業が採択された場合には、農林水産省が毎年度別途送付する割当通知により本事業に割り当て

される補助金の額に応じて農地等整備・保全推進事業費補助金等（農山漁村地域力発掘支援モデル事業）交付申請書（交付要綱別記様式第1号）を第12の窓口<sup>ふるさと</sup>に正副2部を提出すること。

2. 上記1の申請書が受理され、補助金の交付決定が行われた後に事業を開始すること。（事業の採択が行われた後であっても交付が決定される前に支出した経費や、当該年度の事業完了後に支出された場合については補助の対象とならないので留意すること。）

ふるさとづくり計画策定後の手続

- i ふるさとづくり計画が承認され、第2の2の事業（ふるさとづくり計画の実践）を実施するにあたって助成を受ける場合には、新たにふるさとづくり計画の実践に関して上記1の交付申請書を提出すること。
- ii 上記1及びiにより補助金の交付決定がなされた場合には、毎年度の各四半期（第4半期を除く。）の末日現在において補助金等遂行状況報告書（交付要綱別記様式第3号）を四半期の最終月の翌月末までに第12の窓口へ正副2部提出すること。なお、事業遂行状況報告書は地方農政局長等が別に定める概算払請求書をもって代えることができる。
- iii 第2の2のiiiの活動実績の報告のほか、事業実施年度の翌年度の4月10日又は事業完了の日から起算して1ヶ月を経過した日のいずれか早い期日までに、実績報告書（交付要綱別記様式第4号）を第12の窓口へ正副2部提出すること。

#### 第11. 上記以外の主な留意事項

1. 本事業は、会計検査院の検査の対象であり、地域協議会が受検団体となる。
2. 会計経理に当たっては、独立した口座、帳簿を設ける必要がある。
3. 国の財政事情等から概算払（出来高に応じた支払い）には応じられない場合がある。また、概算払が可能な場合であっても実際に支払がなされるまで数か月を要する場合があるため、所要の運転資金を確保する必要がある。  
なお、概算払を必要とされる場合、必要に応じ概算払を必要とする理由等について、書類の提出を求めることがある。
4. 補助事業完了後の補助金の実績報告の際に、必要に応じ国の現地調査及び事業の収支に係る関係書類の提出を求めることがある。
5. 当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿、当該収入及び支出についての証拠書類又は証拠物を、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
6. 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良なる管理者の注意を持って管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図ること。  
なお、当該財産のうち1件あたりの取得価格が50万円以上の機械及び器具は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第4号の規定により農林水産大臣の別に定める処分制限財産とし、当該財産については、農林水産大臣が別に定める期間内において、地方農政局長等の承認を受けて処分したことにより、収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を国に納付させることがある。
7. 国からの助成金は次年度に繰り越すことはできない。

8. 地域協議会の連携と交流を図るため、民間推進団体における研修・交流会等を行い、参加を募ることがある。
9. 地域協議会が行う活動に対して、農林水産省や民間推進団体等が、本事業の実施により地域経済や地域コミュニティに与えた影響等を踏まえた地域力の調査を地域協議会の協力を得て行う予定がある。
10. 上記8及び9の他にも、農林水産省、民間推進団体等が行う調査等について、協力を求めることがある。なお、これらにかかる費用のうち、第6の1の対象となる経費を本事業の助成金より支出することを妨げない。
11. 第5の2の③のiで提出した地域協議会の連絡先については、地方農政局等の担当者のほか、地域活動推進事業の民間推進団体が本事業実施に必要な連絡・調整・公表及び上記9. 10の調査等に使用するものとし、これらの目的以外には使用しない。

## 第12. 窓口

地域協議会又は予定 地域協議会の主たる 事務所の所在地	窓 口
北海道	〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 農林水産省 農村政策部 都市農村交流課 活性化推進班 増田、佐藤、後藤 T E L : 03-3502-5946 F A X : 03-3595-6340 U R L : <a href="http://www.maff.go.jp/j/nousin/soutyo/sien_model/index.html">http://www.maff.go.jp/j/nousin/soutyo/sien_model/index.html</a>
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎 東北農政局 農村計画部 農村振興課 後藤（幸）、吉田 T E L : 022-263-1111（内線4445、4118） X A X : 022-715-8217 U R L : <a href="http://www.maff.go.jp/tohoku/press/file/press_2008.html">http://www.maff.go.jp/tohoku/press/file/press_2008.html</a>

<p>茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県</p>	<p>〒330-9722  埼玉県さいたま市中央区新都心2-1  さいたま新都心合同庁舎2号館  関東農政局 農村計画部 農村振興課  渡辺、渡邊  TEL : 048-740-0490、048-740-0480  FAX : 048-740-0082  URL : <a href="http://www.maff.go.jp/kanto/nouson/shinkou/sien_model/index.html">http://www.maff.go.jp/kanto/nouson/shinkou/sien_model/index.html</a></p>
<p>新潟県、富山県、石川県、福井県</p>	<p>920-8566  石川県金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎  北陸農政局 農村計画部 農村振興課  北川、秋本  TEL : 076-263-2161 (内線3423、3418)  FAX : 076-263-0256  URL : <a href="http://www.maff.go.jp/hokuriku/rural/kasseika/index.html">http://www.maff.go.jp/hokuriku/rural/kasseika/index.html</a></p>
<p>岐阜県、愛知県、三重県</p>	<p>460-8516  愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2  東海農政局 農村計画部 農村振興課  野田  TEL : 052-201-7271 (内線2514)  FAX : 052-220-1681  URL : <a href="http://www.maff.go.jp/tokai/noson/shinko/furusato/furusato.html">http://www.maff.go.jp/tokai/noson/shinko/furusato/furusato.html</a></p>
<p>滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県</p>	<p>〒602-8054  京都府京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町  京都農林水産総合庁舎  近畿農政局 農村計画部 農村振興課  柳澤、工藤  TEL : 075-451-9161(内線2415、2419)  FAX : 075-451-3965  URL : <a href="http://www.maff.go.jp/kinki/keikaku/nousonshinkou/kasseika/furusato.html">http://www.maff.go.jp/kinki/keikaku/nousonshinkou/kasseika/furusato.html</a></p>

<p>鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県</p>	<p>700-8532  岡山県岡山市下石井1-4-1  岡山第2合同庁舎  中国四国農政局 農村計画部 農村振興課  西山、小原  T E L : 086-224-4511 (内線2548、2524)  F A X : 086-227-6659  U R L : <a href="http://www.maff.go.jp/chushi/kyoku/furusato/index.html">http://www.maff.go.jp/chushi/kyoku/furusato/index.html</a></p>
<p>福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県</p>	<p>860-8527  熊本県熊本市二の丸1-2 熊本合同庁舎  九州農政局 農村計画部 農村振興課  島田、福留  T E L : 096-353-3561 (内線4322、4316)  F A X : 096-359-7321  U R L : <a href="http://www.maff.go.jp/kyusyu/keikaku/furusato/furusatohp.html">http://www.maff.go.jp/kyusyu/keikaku/furusato/furusatohp.html</a></p>
<p>沖縄県</p>	<p>900-0006  沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館  内閣府 沖縄総合事務局 農林水産部 土地改良課  峯村、岩崎  T E L : 098-866-1652  F A X : 098-860-1194  U R L : <a href="http://www.ogb.go.jp/nousuiall/index.html">http://www.ogb.go.jp/nousuiall/index.html</a></p>

(別記様式第1号)

番 号  
年 月 日

各地方農政局長 殿

〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

住 所

団 体 名 ○○地域協議会

代表者名 印

### 平成20年度 地域活動支援事業実施採択申請書

地域活動支援事業を下記のとおり実施したいので、<sup>ふるさと</sup>農山漁村地域力発掘支援モデル事業実施要綱第6の1の(1)に基づき、申請します。

#### 記

- 1 地区名
- 2 事業実施地域
- 3 事業実施期間

#### [添付資料]

- 1 ふるさとづくり構想
- 2 積算内訳書(ふるさとづくり計画策定費)
- 3 地域協議会規約等
- (4 事業実施採択内示通知書)

(注1) 記の1の「地区名」は、ふりがなを付けること。

(注2) 記の2の「事業実施地域」は、都道府県名、市町村名(町村の場合は郡名から)及び必要に応じて字名等を記載し、ふりがなを付けること。

(注3) 添付資料4は、要綱第6の1の(3)により内定である旨の通知があった場合に添付すること。

(別記様式第1号 添付資料1)

〇〇協議会ふるさとづくり構想

- (1) 事業実施地域
- (2) ふるさとづくりのテーマ
- (3) 地域協議会構成員
- (4) 地域の現状、事業を実施する背景
- (5) 事業の概要
- (6) 事業実施により期待される効果
- (7) 過去の実績等

(注1) (1) は都道府県名、市町村名(町村の場合は郡名から)及び必要に応じて字名等を記載し、ふりがなを付けること。

(注2) (2) はキャッチフレーズ、スローガン等を記載すること。

(注3) (3) は構成員の名称及び当該団体の詳細を記載すること。

(注4) (4) は地域の現状、本事業に申請する理由等を記載すること。

(注5) (5) は申請時点で考えている全体事業構想を詳細に記載すること。なお、従来から行っている活動がある場合は、本事業との関連性を記載すること。

(注6) (6) は事業を実施した場合に想定される効果等を記載すること。

(注7) (7) は、当該地域協議会又は地域協議会の構成員が、以下の施策を過去5年以内に実施した、又は実施する予定である場合はその事業名、事業概要等を記載すること。

- ① 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金
- ② 広域連携共生・対流等対策交付金
- ③ 賑わいある美しい農山漁村づくり推進事業
- ④ オーライ!ニッポン大賞、「立ち上がる農山漁村」等の各種表彰・認定等
- ⑤ 頑張る地方応援プログラムに基づく施策
- ⑥ その他、地域活性化に資する各種事業(地方単独事業、自主事業を含む)

(別記様式第1号 添付資料2)

平成20年度農山漁村地域力発掘支援モデル事業積算内訳書

【ふるさとづくり計画策定費】

1 収入の部

区 分	
国庫補助金 自己負担金 収益金	千円
合計	

2 支出の部

区 分	事業費 千円	負担区分		積算基礎
		国庫補助金 千円	その他 千円	
計				

(注1) 「負担区分」の「その他」の欄には、自己負担金等を記載すること。

(注2) 「積算基礎」の欄には、それぞれの区分毎に助成対象経費の費目及びその内訳を記載すること。また、必要に応じて、資料を添付すること。

(別記様式第2号)

番 号  
年 月 日

各地方農政局長 殿  
北海道にあつては農林水産省農村振興局長  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

住 所  
〇〇団体  
印  
団 体 名  
代表予定者名

平成20年度 地域活動支援事業実施内示申請書

地域活動支援事業を下記のとおり実施したいので、農山漁村地域力発掘支援モデル事業実施要綱第6の1の(2)に基づき、申請します。

記

- 1 予定地域協議会名
- 2 地区名
- 3 事業実施地域
- 4 事業実施期間

[添付資料]

- 1 ふるさとづくり構想
- 2 積算内訳書(ふるさとづくり計画策定費)

(注1) 記の1の「地区名」は、ふりがなを付けること。

(注2) 記の2の「事業実施地域」は、都道府県名、市町村名(町村の場合は郡名から)及び必要に応じて字名等を記載し、ふりがなを付けること。

(別記様式第2号 添付資料1)

〇〇協議会(仮称)ふるさとづくり構想

- (1) 事業実施地域
- (2) ふるさとづくりのテーマ
- (3) 予定地域協議会構成員
- (4) 地域の現状、事業を実施する背景
- (5) 事業の概要
- (6) 事業実施により期待される効果
- (7) 過去の実績等

(注1) (1)は都道府県名、市町村名(町村の場合は郡名から)及び必要に応じて字名等を記載し、ふりがなを付けること。

(注2) (2)はキャッチフレーズ、スローガン等を記載すること。

(注3) (3)は予定構成員の名称及び当該団体の詳細を記載すること。

(注4) (4)は地域の現状、本事業に申請する理由等を記載すること。

(注5) (5)は申請時点で考えている全体事業構想を詳細に記載すること。なお、従来から行っている活動がある場合は、本事業との関連性を記載すること。

(注6) (6)は事業を実施した場合に想定される効果等を記載すること。

(注7) (7)は、予定地域協議会の構成員が、以下の施策を過去5年以内に実施した、又は実施する予定である場合はその事業名、事業概要等を記載すること。

- ① 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金
- ② 広域連携共生・対流等対策交付金
- ③ 賑わいある美しい農山漁村づくり推進事業
- ④ オーライ!ニッポン大賞、「立ち上がる農山漁村」等の各種表彰・認定等
- ⑤ 頑張る地方応援プログラムに基づく施策
- ⑥ その他、地域活性化に資する各種事業(地方単独事業、自主事業を含む)

(別記様式第2号 添付資料2)

平成20年度農山漁村地域力発掘支援モデル事業積算内訳書

【ふるさとづくり計画策定費】

1 収入の部

区 分	
国庫補助金 自己負担金 収益金	千円
合計	

2 支出の部

区 分	事業費	負担区分		積算基礎
		国庫補助金	その他	
	千円	千円	千円	
計				

(注1) 「負担区分」の「その他」の欄には、自己負担金等を記載すること。

(注2) 「積算基礎」の欄には、それぞれの区分毎に助成対象経費の費目及びその内訳を記載すること。また、必要に応じて、資料を添付すること。

ふるさと  
農山漁村地域力発掘支援モデル事業  
地域活動支援事業申請チェックリスト

## ○必須要件

	審査項目	審査項目細目	○×を付けて下さい
必 須 要 件	1. 「実施体制」	①地域協議会が既に設立されているか、又は設立の予定が十分見込まれること。	
		②地域協議会が、地域住民団体、農林漁業者の組織する団体、NPO、企業、市町村等の二以上の主体で構成するものとし、その構成員に市町村が含まれていること。	
		③地域協議会の構成員のうち、国、県及び市町村並びにこれらの出先機関等の行政機関の数が二分の一以下であること。	
		④地域協議会が設立済の場合には、下記の事項すべてを定めた規約が作成されていること。【内示申請の場合は、その予定であること】	
		ア 地域協議会の構成員、事務局、代表者及び代表権の範囲	
		イ 地域協議会の意思決定方法	
		ウ 地域協議会を解散した場合の地位の承継者	
	エ 地域協議会の事務処理及び会計処理の方法		
		⑤地域協議会規約その他の規程に定めるところにより、一の手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みとなっており、かつ、その執行体制が整備されていること。 【内示申請の場合は、その予定であること】	
	2. 「実施計画」	①以下に示すいずれか一つ以上の活動を行うようになっていること。 * 農林漁業に関連した農山漁村の伝統文化の保全、復活等に向けた活動 * 構成的で魅力ある地域固有の風景づくり等に向けた活動 * 農山漁村に存在する地域資源を活用した村おこしに係る活動	
②従来から行っている活動を単にそのまま継続するものでなく、新たな取組を実施することとされていること。			
③農山漁村の有する有形又は無形の地域資源を用いて、農山漁村の活性化や都市と農山漁村の交流に資するものであること。			
④事業終了後少なくとも5年間の活動を継続できる予定があること。			
3. ふるさとづくり計画策定費の積算	申請書(または内示申請書)添付資料2「平成20年度農山漁村地域力発掘支援モデル事業積算内訳書」が添付されていること。		
【注 意】全ての要件を満たす必要があります。 ただし、内示申請の場合は、1. の④、⑤は予定で構いません。			

審査項目	内容を記入して下さい。(審査の対象となります。)
<p><b>1. 新規性</b> 地域の現状や課題からみて、新たな地域活動への取組が見込まれ、単に従来から行っている活動を継続するものではないこと。</p>	
<p><b>2. モデル性</b> 活動の内容が本事業の目的に合致しており、事業内容に普及性があり、全国あるいは、周辺類似地域へのモデルになり得ること。</p>	
<p><b>3. テーマ性</b> 当該地域のキャッチフレーズ、スローガンについて、地域活動を具現化するとともに、わかりやく、インパクトがあること。</p>	
<p><b>4. 目標(効果)の設定</b> 活用する地域資源を踏まえて、当該活動を行うことにより想定される定量的な効果を明らかにすること。</p>	
<p><b>5. 構成員の妥当性と計画の実現性</b> 地域協議会(予定地域協議会を含む。)の構成員が、当該活動を実施するにあたり、それぞれの役割を果たしながら、事業目的を達成するための実現性を有していること。</p>	

○個別要件

(2/2)

審査項目	内容を記入して下さい。(審査の対象となります。)
<p><b>6. 協働性</b>                      地域協議会(予定地域協議会を含む。)の構成が、地域力を十分に発揮しうる体制が見受けられること。</p>	
<p><b>7. 自立性</b>                      有形・無形の地域資源を活用しながら、地域の活性化を目的として、将来的に地域の自立に結びつくもの。</p>	
<p><b>8. 他の活性化施策との連携</b>                      他事業との連携が得られ、より効果的な取組が期待されること。</p>	
<p><b>【注意】</b>                      必須要件とあわせ、個別要件1.～8. までの記載内容も審査の参考となりますので、積極的な記載をお願いします。                      8. の他の活性化施策との連携では、以下に示す事業との連携が図られ、より効果的な取組が期待できることを書いて下さい。                      * 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金等実施地区又は実施予定地区であること。                      * 子ども農山漁村交流プロジェクト実施予定地区であること。                      * 賑わいある美しい農山漁村づくり推進事業実施予定地区であること。                      * オーライ！ニッポン大賞、「立ち上がる農山漁村」等の農林水産省の各種表彰事業等で選賞され、今後の活動展開が期待される地区であること。                      * その他、地域活性化に資する各種事業の推進により、より効果的な活動の展開が見込まれる地区であること。</p>	

(参考様式2) 地域協議会連絡先一覧表

市町村名	ふりがな 地域協議会名又は予定地域協議会名	区 分	所在地又は住所	ふりがな 氏 名	電話番号	FAX	e-mail
		代表者又は代表予定者	〒				
		事務局又は事務担当予定者	〒				
		市町村又は予定市町村の担当者	〒				

※事務局又は事務担当予定者の連絡先は常時連絡可能な者を登録すること。また、固定電話と併せて携帯電話の登録も可能。

※採択又は採択の内示の結果を公表する際に、事務局又は事務担当者の電話番号を公表する場合がありますのでご了承下さい。

